



2026年3月19日

各 位

会 社 名 n m s ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋口 晋平
(コード：2162 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 山田 瞬
(TEL：03-5333-1711 (代表))

再発防止策に関するお知らせ

当社は、2026年3月16日付「特別調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社連結子会社において過去の取引により損失が発生し、過年度において費用処理されていなかった事案（以下、「本件事案」といいます。）に関し、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

当社は、本件事案を厳粛に受け止め、特別調査委員会の原因分析及び提言を踏まえ、本日開催の取締役会において、下記のとおり再発防止策を決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、ご迷惑及びご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 再発防止策の基本方針

当社は、本件事案が、重要な会計判断に関する対応判断の先送りを直接的な原因とし、これを可能にした組織上の要因として、特定の役員への権限・情報の集中及び経理財務部門における会計処理上の問題があり、さらに、当社取締役会への情報伝達の不足ならびに監査法人への情報提供の問題により、本件事案の発生防止又は早期発見が十分に図られなかったものと認識しております。

このため、当社は、重要な会計判断が特定の役職員の判断に過度に依存することのない運営体制を整備するとともに、経理財務部門の情報収集・検討機能及び取締役会への報告体制を強化し、監査法人に対しても適時適切な情報提供を行うことにより、適正な財務報告及び適時開示の徹底を図ってまいります。

なお、特別調査委員会による類似事案調査の結果、本件事案を除き、本調査対象期間の財務報告に重大な影響を及ぼすことが認められる類似事案は把握されておられません。

2. 再発防止策の概要

(1) 会計処理に関する権限集中・恣意的対応の防止

本件事案では、重要な会計論点について、特定の役職員への権限・情報の集中が生じ、組織的な牽制や多角的な検討が及ばない状況があったことが指摘されております。

当社は、昨年11月の経営体制変更以降、代表取締役の諮問機関である経営会議において、会計処理を含む重要な経営判断事項を協議する運用を開始しております。これにより、重要な会計判断に関する権限・情報が特定の個人に集中することを防ぎ、複数の視点による検討を経たうえで意思決定を行う体制を確保しております。

また、グループ役職員に対する継続的なコンプライアンス研修の実施に加え、業績数値よりも適時適切な対応を優先する方針をグループ全体に対して明確に示し、役職員に対して継続的に発信することにより、問題の把握、報告、相談及び意思決定の各局面において、業績その他の事情に左右されない行動規範の定着を図ってまいります。

(2) 経理財務部門における情報収集体制及び会計処理機能の強化

本件事案では、経理財務部門において、子会社における交渉・係争状況等の重要情報を能動的に収集し、主体的に会計処理の要否を検討する機能が十分に発揮されなかったこと、また、会計上のリスクを認識しながら、必要な進言や協議が十分になされなかったことが指摘されております。

このため、当社は、重要子会社の取締役会に加え、新たに経営会議等の内容についても、経理財務部門が定期的に確認し、現場で議論されている重要事項を能動的に把握できる体制を整備いたします。また、経理財務部門の担当者と重要子会社の経理担当者との間で定期連絡会を実施し、子会社における交渉案件、係争案件、品質問題その他財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項について、早期かつ継続的な情報共有を図ってまいります。さらに、重要な会計判断については、経理財務部門を管掌する本部長、部長及び経理担当者に参加する会計論点検討会（仮称）において協議・検討する運用を開始いたします。これらの運用を通じて、経理財務部門における主体的な論点整理、判断根拠の明確化及び適時の対応を徹底してまいります。

また、経理財務部門のリソースを強化し、重要論点の検討や情報収集により注力できる体制を整えてまいります。

あわせて、既に設置済みのグループ横断の内部通報窓口及び外部通報窓口を引き続き活用し、経理財務部門において重要な情報や懸念事項を把握した場合に、組織内で適切に共有・報告できる仕組みの実効性向上を図ってまいります。

(3) 取締役会に対する情報伝達の適正化

本件事案では、子会社における重要な事実及びその進捗が当社取締役会に十分に報告されず、取締役会及び監査等委員会による監督機能が適時に発揮されなかったことが指摘されております。

このため、当社は、子会社における取締役会付議・報告基準を見直すとともに、子会社から当社取締役会への報告のあり方についても見直しを行い、会計処理に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が適時に当社取締役会へ報告される運用を明確化いたします。

また、複数の当社主要役職員が重要子会社の役員を兼務する体制を通じて、子会社の重要情報を当社として適時かつ多面的に把握し、取締役会に対する情報伝達の実効性向上を図ってまいります。

(4) 監査法人への適時適切な情報提供

本件事案では、会計処理に影響を及ぼし得る情報が監査法人に提供されず、結果として監査法人による牽制機能が十分に発揮されなかったことが指摘されております。具体的には、負担に関するシミュレーション、交渉方針及び会計上のリスク等が監査法人に提供されておらず、論点化を回避することを優先したかのような対応が、外部監査の牽制機能を弱める結果を招いたと認定されております。

このため、当社は、判断が困難な事項や潜在的なリスクを含む会計論点について、監査法人に対して適時適切に情報提供するよう、コンプライアンス研修等を通じて徹底してまいります。

3. 今後の対応

当社は、上記再発防止策を着実に実行するとともに、その進捗状況を継続的に確認し、内部統制及びガバナンスの強化に努めてまいります。

また、本件事案に関する関係者の責任及び処分の要否につきましては、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、引き続き検討しております。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

(参考) 再発防止策一覧及び現時点における推進状況

会計処理に関する権限集中・恣意的対応の防止	
会計処理を含む重要な経営判断事項を経営会議で協議	2025年12月より経営会議を再開
グループ役職員に対するコンプライアンス研修の実施	2025年度より定期的にコンプライアンス研修を実施
経理財務部門における情報収集体制及び会計処理機能の強化	
重要子会社の経営会議等の内容を経理財務部門が定期的に確認	2026年度より実施
経理財務部門担当者と重要子会社の経理担当者による定期連絡会を開催	2026年度より実施
重要な会計判断を協議・検討する会計論点検討会（仮称）を開催	2026年度より実施
経理財務部門のリソース強化	継続的な採用活動の実施およびアウトソーシングサービスの利用拡大
グループ横断の内部通報窓口及び外部通報窓口の活用	2025年4月18日に設置完了し、継続活用中
取締役会に対する情報伝達の適正化	
子会社における取締役会付議・報告基準の見直し	2026年度より実施
子会社から当社取締役会への報告のあり方を見直し	2026年度より実施
複数の当社主要役職員が重要子会社の役員を兼務	2026年2月に実施済み
監査法人への適時適切な情報提供	
グループ役職員に対するコンプライアンス研修の実施	2025年度より定期的にコンプライアンス研修を実施